

午後2時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、7番佐々木明子議員の質問を許可いたします。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、こんにちは。7番議員佐々木明子でございます。師走に入り、公私ともお忙しい中、傍聴においでくださりましてありがとうございます。また、インターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。

実は私、10日ほど前から喉風邪をひいておりまして、お聞きのように声がうまく出ません。お聞き苦しい点が多々あると思いますが、お許しいただきたいと思います。

さて、先日、12月4日開催されました、第13回人権を考える朝倉市民のつどいに参加してまいりました。小学生、高校生の最優秀賞作文はすばらしい発表でした。また、ピュアハートが公演した、笑顔と音の贈り物は、心を揺り動かす素晴らしい演奏でした。皆様御存じのように、ピュアハートは、ダウン症や発達障害など知的障害がある6人の音楽バンドです。楽譜を読むことが困難な彼女たちは、一つの曲を演奏できるようになるためには長い時間が必要です。しかし、彼女たちの演奏を聴いている皆様に、心の底から湧き上がる感動を与えてくれました。指導者の國友先生から、会場に集まった皆様に、「今まで朝倉市の皆さんはたくさん頑張ってこられましたね。きょうは少しリラックスして、音楽を聴いて元気になってください」とメッセージがありました。たくさん感動と元気をいただいた演奏会でした。

これよりは、質問席で質問させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員。

○7番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

九州北部豪雨災害における被災者支援についてでございますが、平成29年7月の豪雨発災から2年5カ月が過ぎました。被災地の復旧・復興は、まだまだ進んでいません。また、被災者の多くが身を寄せていた応急仮設住宅も、2年目以降の延長が認められませんでした。発災当初、被災1,069世帯の現在の再建状況をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 九州北部豪雨による被災者の生活再建状況についてお答えいたします。

市では、九州北部豪雨災害による被災者のうち、半壊以上の被災を受けた世帯、応急仮設住宅に入居された世帯、長期避難認定世帯の合計1,069世帯を調査対象としまして、これまで継続して生活状況の把握を行っているところでございます。

11月20日時点で取りまとめた再建状況では、1,069世帯のうち、本再建が完了された世

帯が900世帯、本再建のめどが立っている世帯が57世帯、本再建未定が112世帯となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員、もう少しマイク近づけてください。

○7番（佐々木明子君） 済みません。着々と生活再建できた世帯がふえていっているというのは、本当に喜ばしいことだとは思いますが、しかしながら、まだ本再建できていない169世帯の方々、今現在どこにお住まいでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど答弁しました、再建のめどが立っている世帯57世帯の現在の住まいの状況でございますけれども、公営住宅に居住の方が3世帯、民間賃貸住宅に居住の方が42世帯、親族宅等に居住の方が12世帯となっております。

また、本再建未定112世帯の内訳としまして、公営住宅に居住の方が43世帯、民間賃貸住宅の居住の方が53世帯、親族宅等に居住の方が16世帯となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） その中でも、認定された長期避難世帯、当時91世帯ございました。乙石12世帯、中村16世帯、石詰16世帯、小河内17世帯、黒松15世帯、疣目15世帯、その方たちの現在の再建状況がわかりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 長期避難認定世帯、合計で91世帯ございますけれども、91世帯のうち本再建済みが51世帯で、残りの40世帯につきましては、本再建のめどが立っている、または本再建未定の世帯でございます。本再建済みの世帯51世帯の内訳につきましては、新築や購入等により自宅居住されている方が24世帯、公営住宅、民間賃貸住宅、親族宅等に居住された方が21世帯、高齢者のみの世帯で介護施設等に居住されている方が6世帯となっております。

また、本再建のめどが立っている世帯と本再建未定世帯を合わせた40世帯の内訳としましては、公営住宅等に居住されている方が10世帯、民間賃貸住宅に居住されている方が26世帯、その他4世帯、合計40世帯となっております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ありがとうございます。長期避難世帯や復旧工事が終わるまで自宅地で住宅再建できない世帯を含む本再建未定世帯への今後の支援については、どのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 本再建のめどが立っている世帯につきましては、その方向性で、まずは速やかに新しい住まいに移れるよう、朝倉市としてもしっかりと支援をしていくとともに、本再建未定世帯につきましては、まずは本人とお話をしながら、新しい住まいの確保につきまして一緒に相談していく。

また、国、県の支援をいただきながら、さまざまな生活再建に対する支援制度がございます。こういったものをしっかり活用しながら、再建を進めていくこと。あとは、まずはその大半が工事の影響等で再建ができない方も多数いらっしゃいます。これにつきましては、関係事業者と連携しながらしっかり工事を進めていく、こういったことを取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今年度は、義援金から住宅支援として民間住宅に入居しておられる方は50万円の補助がございました。これについては、来年度からも民間住宅に入っている方については、支援があるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 義援金につきましては、義援金配分委員会のほうで内容は決定させていただいております。議員御指摘の来年度以降の再建準備世帯50万円につきましては、次年度以降、必要な方については配分するという事であるということで決定させていただいておりますので、その形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほども申しましたように、長期避難世帯、復旧工事が終わるまで自宅地住宅再建できない方に対して、まだまだめどが立っていないのが現状だろうと思っておりますので、前回もお願いしましたように、県なり国なりにお願いして、できる限りの支援策をしていただきたいと思います。

続きまして、地域支え合いセンターについて。平成30年2月に地域支え合いセンターが設置されて、間もなく2年になろうとしております。これまでの活動状況をお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターの活動につきましては、令和元年10月末時点で426世帯を支援対象として個別訪問を行っております。また、11月から災害公営住宅の入居者が気軽に寄れる待ち受け型の場所として、災害公営住宅の集会所に週1回、地域支え合いセンターが出向いております。杷木団地は11月から毎週月曜日、柿添団地は12月から毎週木曜日に「えんがわ」という名称で開設をしているところでございます。こういった取り組みを進めております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 後ほどお尋ねしようと思っていたことを先に答弁していただきましたが、その前に、まず地域支え合いセンターの設立の目的として、被災者が安心した日常生活を取り戻し、自立した生活再建ができるよう、相談、声かけなどの見守り、地域交流の参加促進、公的支援へのつなぎを行うとして発足しております。狙いといたしまして、被災者の孤独死、自殺を防ぐ、被災者の早期の生活再建を支援する、効果的な連携支

援の窓口となると答弁があつておりました。そんな中、現在、どのような連携体制で、地域支え合いセンターをさまざまな課題に当たっているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターの役割につきましては、先ほど議員も申されましたとおり、見守り、巡回訪問などを通じて、各種専門機関と連携して、総合的に生活再建を支援しているところでございます。

これにつきましては、住宅再建だけでなく、経済的、精神的、社会的安定も重要なポイントとなってきます。現在、被災者の課題や支援策を検討する場として、ケース検討会議を開催しております。ケース検討会議では、地域支え合いセンターのほか、社会福祉協議会、復興推進室、またその他関係機関が連携して取り組んでいるところでございます。

その中で、個別に支援が必要となる被災者につきましては、庁内の関係部署や地域包括支援センターなど、課題を共有して個別に対応しているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 設立した当初から、ケース会議は月に2回くらい行っていたと思いますが、事務連絡会議——月1回行っておられました——は、今も継続しておられるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 事務連絡会議につきましても、定期的を開催を行っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 設立当初、1,052世帯を訪問していた支え合いセンターですが、先ほどお聞きしまして、10月現在で426世帯になっているとお答えがございました。その方たちとは大体どのくらいの頻度でお会いしているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターの訪問につきましては、個別に訪問した後に、その方がどれくらいの支援が必要なのかという区分を設けさせていただいております。それによりまして、一月に二、三回訪問する方、もしくは、数カ月に1回訪問する方、そういったさまざまな方で個別に必要なに応じて訪問を行っているところでございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 重複するかもしれませんが、現在回っておられる世帯が減少したということは、やはり、生活再建ができた世帯が増加したことにつながると思いますが、さっきも言いましたように、生活再建にあと何年かかるかわからない世帯、生活再建できても、なれない環境に心を病む被災者も出てこられるかもしれません。これからの支え合いセンターの取り組みについて考えるところがありましたらお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 地域支え合いセンターのこれからの取り組みについてお答えさせていただきます。

今後は、新しい地域で生活がしやすくなるよう、周囲の方や被災者同士の交流支援が重要になってくると考えております。先ほどもお答えしました災害公営住宅の集会所に設置した「えんがわ」、こういった活動のほか、地域支え合いセンター、ボランティア、民間団体、民生委員の方などと協力しながら被災者の交流支援を行っていきたいと考えております。

また、待ち受け型である被災者相談窓口と訪問型である地域支え合いセンターの連携体制の強化も検討しているところでございます。こういったことによりまして、被災者一人一人が置かれている現状などの情報を共有し、専門性とワンストップ機能を高めることで、被災者支援の一層の向上を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） たびたび申しますが、災害復旧・復興は何年かかるかわからない中、地域支え合いセンターの役割はとても重要であり、まだまだ続くと考えられます。しかし、国の補助も不明であり、3年間は国のほうの支援がある、補助があるとは聞いてはおりますが、それも1年1年の申請によって出るか出らないか決まるというような不透明なところもありますでしょうし、それが出ないとなると市単独の事業となって、財政的にも存続が難しくなってくると考えられると思います。しかし、先ほどから支え合いセンターの役割の重要性を考えると、どうかして引き継いでいかなければならないと思います。

先日、支え合いセンターのほうにお伺いいたしまして、今後の希望を少し聞いてきました。やはり、同じように、なかなか少し人数が減ったということで、規模は縮小されるかもしれませんが、続く重要性は自分たちも認識している。ただ、今言いましたように財政的に困難であるならば、どこかの部署が連携して、それを引き継いでいくということが重要なのではないかとおっしゃっておられました。やはり、新しい地域に入っていけば、その地域コミュニティの協力が必要になると思います。また、今は社会福祉協議会に委託しておりますが、例えば、うきはとか、小郡とか、久留米とか、そちらのほうの施設に入られる方に対しては、その方たちの連携も今しているそうです。ですから、やはり、社会福祉協議会、支援を伴わない社会福祉協議会の仕事として、これを引き継いでいかなければならないのじゃないかとも考えます。また、包括支援センター、市の福祉課、そういったところが連携して、この事業を引き継いでいくのが一つの方策と考えますが、当局はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 議員御指摘のとおり、今後の地域支え合いセンターの活動、また、社会福祉協議会、それとあと隣接する市町村の社会福祉協議会、地域包括支援

センター、こういったところとの連携、こういったことをしっかり考えまして、まずは来年、来年以降も支援対象となる世帯の方もまだまだいらっしゃることもあります。まずは、この地域支え合いセンターについて、来年度以降どうするかについて、これは、今、国・県を通じて、国ともしっかり話しているところでございます。そういった中で、来年の体制を確立しまして、これも息の長い支援が必要と思っておりますので、そういった視点を踏まえて、今後こういった形で、こういった被災者の方との支援を行っていくのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それこそ、復興推進室の重要な役割だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

学校における働き方改革についてお尋ねいたします。

ことしの9月から出退勤管理システムICタイムレコーダーが導入されたということですが、それから3カ月経過いたしました。教育委員会としましては、実態を把握されておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 学校の出退勤管理システムにつきましては、議員申されましたように、ことしの9月から導入いたしました。この出退勤システムでは、出勤時刻と退校時刻、こういったものから、在校時間を、それぞれの在校時間を把握してございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 最近、中学校の職員に聞いた話ですが、このタイムレコーダーを利用して、9月は自分としたら、中学校の先生ですから、体育祭などもありまして、少しは多いかなと思っていたら、何と超勤が101時間もあって自分で驚いておられました。10月は少しは少なくなっただろうと思っておって、国が指定しております80時間以内になっているのかなと思ったら、やはり、89時間であったと、それに自分ながらといいますか、驚いておられました。そこで、やはり、学校に自分がぐずぐずおったのではないのかなとか反省もしておられました。そういうことにつながっていくのだろうとは思っておりますが、教育委員会といたしまして、ICタイムレコーダー導入の目的についてお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 出退勤管理システムを導入した目的ということでございますが、これにつきまして、福岡県の指針では教職員の働き方改革。これは教職員の長時間勤務を改善し、ワークライフバランスのとれた生活を実現することと、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持向上させること、これを主な目的としております。

出退勤システムの導入は、教職員の勤務の状況を適正に把握し、業務改善を進める目的があります。また、教職員がみずからの勤務状況を客観的に知ることができまして、働き方に対する意識改革を行うことにつながると思われております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 今までのような自己申告方式によらない勤務実態を客観的に把握することにより、勤務時間を意識した業務の遂行や長時間の勤務の改善に努めることができる。また、管理職は所属職員の勤務状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めることができるとも目的に書いております。

教育委員会といたしまして、勤務時間管理システムを通して実態を把握することにより、今後どのような取り組みをしていきたいと考えておられますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 働き方改革関連の法律が制定され、地方公務員については、各地方公共団体において超過勤務命令の上限時間、これが条例とか規則等で定めることとなりました。公立学校の教師も、この条例や規則等の対象となるものと考えられておりますが、教師には公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法ですけど、これが適用されまして、所定の勤務時間外に超過勤務命令に基づいて業務を行うのは、いわゆる超勤4項目に関する業務の場合のみとされておりますので、それ以外の業務は、この条例とか規則の対象とはならないというものでございますが、この超勤4項目以外であっても、公務として行うものは学校教育に必要な業務として勤務していることに変わりはありません。このような状況を踏まえまして、文科省のガイドラインでは、在校時間から休憩時間、それから、みずからの判断で行う自己研さん、その他業務外の時間を除いた時間を勤務時間と同様に取り扱うことというふうにしております。

朝倉市が9月から導入しました出退勤管理システムでは、出勤時刻と退校時刻から在校時間を把握しております。在校時間から除くべき自己研さん、それから業務外の時間は把握できておりませんが、在校時間から所定労働時間を引いた時間が多い職員に対しては管理職による面談を実施し、業務改善の推進を行っております。

また、今後、蓄積されるデータを分析し、個々に合った指導を図るようしております。この出退勤管理システムの導入により、自分の勤務時間を客観的に把握することができるようになって、改善に向けての意識改革を行う教職員もふえてございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ICタイムレコーダーの正しい活用で、各それぞれ教職員がみずからの出退勤時刻を知り、勤務時間を意識した業務の遂行や長時間労働の改善につなげていかなければならないと思います。そのためにも、自宅での持ち帰り業務、休日にした業務、始業前業務、早朝クラブ活動指導時間などが反映されているかをチェックし、正確な勤務時間の把握が行われることを望みます。

次に、学校衛生推進者会議の取り組みについて、お尋ねいたします。教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保のため、学校は労働安全衛生管理体制を整備しなければなりません。朝倉市の各小中学校は教職員数が50人未満であり、衛生推進者を置かなければなりません。平成18年3月に制定された朝倉市立学校衛生推進者選任要綱に従い、学校長が選任した衛生推進者が衛生にかかわる業務を担当していると思います。そこで、お尋ねいたします。選任された衛生推進者は衛生にかかわる業務を担当することになっておりますが、各小中学校における安全衛生管理体制の責務者はどなたでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 小中学校の責任者は、学校長になります。衛生推進者のほうは、それぞれの意見を学校長に申し上げることができるようになっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 教職員が50人以上の学校は衛生委員会というものを設置しなければならいようになっておりますが、朝倉市は設置義務がございませんので、校長の責任というものを明確にする必要があると考えます。そのところは伝わっておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 衛生推進者のほうは、自分の衛生に関する業務については全て学校長のほうに報告するようになっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それは要綱でも決まっておりますので、選任された推進者はわかっていると思いますが、その方が学校の責任者となるのではなくて、そういった安全管理体制というものは、やはり私は学校長が行うべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 最初に申し上げましたが、全ての学校における責任というのは学校長のほうが負っております。衛生推進者の業務に対しても、最終的には学校長が責任を負うことになっております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ありがとうございます。衛生推進者の方がその任務の責任を持たされることがないような取り組みを、教育委員会としても指導をよろしくお願いしておきます。

ところで、各小中学校に衛生委員会が設置されていない朝倉市には、学校衛生推進者会議というものが設置されております。まず推進者会議の要綱はございますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） お尋ねの学校衛生推進者会議、これは各学校の衛生推進者が



集まる会議でございます。衛生推進者会議の設置要綱等はございません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 続いて、会議の構成員はどなたたちがなさっていますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 構成メンバーにつきましては、各小中学校から学校長が各1名選任をしております。今年度は教頭8名、それから養護教諭9名になっています。これにつきましては、朝倉市立学校衛生推進者選任要綱というのがございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 選任要綱はわかっております。それは、各小中学校の校長が責任を持って推進者を選任するというので。そうではなくて、推進者会議の構成員なんです、今おっしゃられましたように、各小中学校で、恐らく衛生推進者なんだろうが、その方たちが計17名、そのほかに例えば産業医とか部長さんとか、その方たちがその会議に入るということはないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 朝倉市では、議員が申されますように50人以下の学校ばかりですので、安全衛生委員会、これを設ける必要はございません。朝倉市が設けております衛生推進者委員会は、それぞれの学校の衛生推進者を集めての会議でございます。ですから、会議に会長、副会長とか、そういったものを置いたり、それぞれのメンバーを規定したりするようなものがございませんので、現在の形となっております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 要綱もないぐらいですから、そういったシステムにはなっていないんでしょうが。久留米市の例を見ますと、久留米市にはたくさん小中学校がございしますが、例え50人以下であっても衛生委員会が設置されております。全ての小中学校に衛生委員会が設置されております。そして、中央には、総括安全衛生委員会というものが設置されております。委員長は教育委員会の部長、委員には部次長、学校教育課長、校長、産業医、職員団体の推薦教員7名、15名で組織されております。事務局は教育委員会から5名出ております。そこで年に3回定例会をしております、今、どこでも審議されております学校の先生方の働き方の問題とか、ストレスチェックとか、いろんなことを会議しておられます。特に注目するところは、その委員会が4班に分かれて学校視察を実施しているということです。

各学校に衛生委員会が設置されていない朝倉市は、推進者会議というものが重要になってくると思います。整備を進めてほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 議員申されました内容につきましては、他市の取り組み等、

状況を把握いたしまして、参考にしたいというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほども申しましたように、重要な学校安全衛生管理体制につながっていくと思います。ぜひ、朝倉市で代表者の17名だけで話し合う、年に1回か2回話し合うだけではなく、組織立った、重要な会議にさせていただきたいと望みます。

また、朝倉市の学校衛生推進者会議の取り組みとして、ストレスチェック制度が策定され、平成30年度より実施されております。平成30年度は職員346名中240名がストレスチェックを行った、69.4%の実施率であったと、9月定例会で報告がっております。そして、高ストレスの方が13名いましたが、医師への面接、指導の申し出はなかったと報告がっております。

令和元年度、2回実施したいと発表がっておりますが、実施結果について、お尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 実施結果については、今回持参しておりません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） そうですか、打ち合わせてから言っていたと思ったんですが。結果が、持ち合わせがないということであればいたし方ございませんが、恐らく平成30年度で高ストレスの方が13名おられたということですので、高ストレスと診断された職員はおられたと推測いたします。

その高ストレスと診断された職員が、医師の面談、指導を受けるまでのプロセスというものを朝倉市はどのようにしておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 面接指導対象者が医師による面接指導を希望した場合、初めて教育委員会が対象者の氏名及びストレスチェック結果を知ることができる仕組みというふうになっておりますが、この希望があった場合は、教育委員会において本人及び教育委員会が指定します医師との日程調整を行いまして、面接指導を実施します。面接結果は教育委員会も報告を受けて、医師からの意見を勘案し、必要に応じ就業上の措置などを検討するものでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） パソコンを使った平成30年度からのストレスチェックについてはまた後ほど伺いますが、それ以前においては、ペーパーであったときのストレスチェックにおいては、高ストレスと判断された職員においてはまず校長先生の、校長のそういった申請書が必要である。それから教育委員会のほうに申し出て、また教育委員会の申請書を持って産業医につなぐ。だから、高ストレスであっても、そういったプロセスを踏まなければいけないので、なかなか言い出せなくて、医師の面談につながらない、なかつ

たという話を聞いております。

パソコンの、ICになってからのそういった申し出については、やはり校長の申請書とか教育委員会のそういった申請書が必要なのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 先ほど部長が申し上げましたが、パソコンによるストレスチェックをしますと、その個人の判定結果というのは私どもには、個人個人の分はわからないようになっておまして、教育委員会のほうにわかるのは、産業医の面談を申し込んだときに、この人は高ストレスの方というのがわかるようになっております。それは直接教育委員会のほうに、これはパソコンで申し出をすると、それからデータがうちに来るようになりまして、そこからお医者様のほうにつなぐような形になっております。

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） じゃあ、従来のように校長先生の申請書というものの提出は必要じゃなくなった。それは、例えば北九州でもそういったのは全部外れて、直接産業医のところの結果を持って受診できるというふうになったと聞いております。やはり、自分が病気であるということは、人に知られたくないというのが人情でしょう。できるだけ、そういった先生方が診断しやすくなるようなシステムで診断して、病気の発見に早くつながって、早く職場復帰できるようになることは重要だと思います。市の職員においても、産業医の先生が市に直接出向いてこられて、そこで相談を待っているということです。市の職員にできることですから、教職の現場においてもできないことはないと思います。できるだけ校長の申請書とか教育委員会の申請書とかなくても産業医のほうにつなげられるようなことを職員の方にも早くお知らせをして、1人でも高ストレスの方が医者の方の面談を受けることができるようになることをお願いいたします。

続きまして、変形労働時間制についてお尋ねいたします。学校教育の充実には、教員の労働環境を改善することが欠かせません。教員の働き方改革を目的とした改正教員給与特別措置法が今月成立いたしました。教員給与特別措置法とはどんなものか、簡単に御説明願います。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 公立学校の教職員の給与に関する法律でございますが、先ほどタイムレコーダーの出退勤管理システムのところで部長のほうで申し上げましたけれども、一番肝心なのは超過勤務時間、これの捉え方が一般の労働基準法の中にあるような捉え方と少し変わっておりまして、その超勤4項目、これだけしか超過勤務時間として認められないような状況でございます。これによって、今の教職員の長時間労働に係る問題が種々発生しているというふうな捉え方をする論調もございます。

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 戦後、教員は一般公務員より1割高い給料が支給されていたそうです。しかし、超過勤務手当は支給されませんでした。その後、給特法の改正が繰り返されましたが、超過勤務手当は依然として支払われませんでした。昭和46年、超過勤務手当にかわる基本給の4%が支給されたのが給特法だと聞いております。4%にした基準は、昭和41年当時の全国教員勤務状況調査から算出したものであり、月当たりの平均残業時間が8時間であったそうです。それから50年近く経た現在、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上残業している教員は小学校で57.8%、中学校で74.1%に上っております。何と当時の10倍になっていると思いますが、4%はそのまま据え置かれております。定額働かせ放題と職員たちの間では呼ばれているそうです。今回の改正給特法は教員の超勤時間に対する改善策として、時間外勤務の上限と1年単位の変形労働時間制の導入を取り入れようとするものですが、変形労働時間制について御説明をお願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 今回の変形労働時間制につきましては、これは1年単位の変形労働時間制ということになります。1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、業務の繁閑に応じ、労働時間を配分することを認めるといったような制度でございます。

この繁忙期の労働時間を延長し、夏休み等、長期休業中の閑散期の労働時間を短縮することで総労働時間数を減らしまして、休日をふやそうというものでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 学校行事などで多忙な4月、6月、10月、11月の勤務時間を週3時間ほど延長し、その分を8月の夏休み期間中に勤務時間を短くしたり、休みをまとめてとるという仕組みとのことですが、職員は有休すら満足にとれないでいる状態なのに、休みがまとめてとれるんでしょうか。私立の学校とか国立大附属学校など、超過勤務手当が支給されております。なぜ、公立の小中学校には超過勤務手当が支払われないのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 教職員に超過勤務手当がなぜ出ないかというところでございますけれども、やはりそれは先ほど議員が申されます給特法の関係で、超過勤務時間命令が出ない限りは認められないような形になっております。

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） そうだと思います。公立の職員に給特法を廃止して残業代を支払ったとしたら、何と年間9,000億円が必要と試算されております。国におきましては、その財源がないからじゃないかとも考えられますが、改正法案が発表されてから、9月に

は既に全国で3万人以上の職員が残業代隠しの変形労働時間制導入に反対しております。その理由として、定時退校が延びれば、今まで以上に遅い時間に会議が入るかもしれない、国は育児や介護中の職員には配慮するというが、現場では言い出しづらい、夏休みに休みをまとめどりできるというが、部活の大会、練習、また研修なども多くあり、夏休み中も残業している現状だ。教員の過労死は5月から7月に多く、夏休みまではとてももてないなど、さまざま寄せられています。繁忙期の勤務時間を長くするという事は、長時間労働を容認することになるのではないかと考えられます。また、変形労働時間制を導入する場合に、月45時間、年間360時間と定められた時間外勤務の遵守が条件としていますが、2016年の文科省の調査では、小学校で82%、中学校で89%の職員が月45時間の上限を超えて勤務しているのが現状です。結果的に持ち帰りや虚偽の勤務時間の記載につながりかねません。改正法の導入には、自治体が判断して条例で決めることとなり、再来年から制度化されるということですが、執行部は導入することをどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 議員申されましたように、教職員の変形労働時間制の導入につきましては、さまざまな意見があることは認識しております。今後、そういった意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 職員の声を聞いて、お互いに話し合いながら枠組みを設定すべきと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育長。

○教育長（宮崎成光君） 国のほうが働き方を改革して、先ほど申しましたように、先生方のライフワークを改善していく、そして、子どもたちに当たる時間を十分に確保するというふうなもとでいろいろ考えられていると思っています。この導入につきましては、先ほど十分話し合いをする必要があるんじゃないかなとおっしゃっている、そのとおりでございます。まず、この件につきましては、働き方に対する考え方その意識改革をしていくことが非常に大事だと思えますし、これが導入された場合に、学校のあり方そのもの、システムをどのようにするかというのはかなりの研究が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 適切な規制と枠組みの中で教職員の意見、意向をきちんと反映させた1年単位の変形労働時間制が実行されることにより、教員がゆとりを持って働けるような働き方改革につながることをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時20分より再開いたします。

午後3時8分休憩